平成２５年（フ）第６０号
千葉県匝瑳市高野583番地１　聖マーガレットホーム
債務者　伊藤　照子
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第２６３号
神奈川県伊勢原市上粕屋438番地の２　サンライフ石川101号
債務者　松本　五郎
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２８７号
神奈川県南足柄市沼田329番地５　サンコーポ201
債務者　赤木　公英
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２０４号
相模原市中央区相模原７丁目３番４―204号
債務者　林　淳一郎
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第５６号
岐阜県多治見市京町１丁目63番地の２
債務者　北濱　賢一
1　決定年月日時　平成25年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第２１３号
静岡県伊豆の国市天野27番地の１　エル・カーサ・リバー201号、前住所静岡県熱海市下多賀1713番地の76
債務者　秋元　妙子（旧姓庄司）
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２１９号
静岡県三島市安久657番地の21　アーバンコート本間205、前住所静岡県三島市中島281番地の３　プリムローズＫＭ101
債務者　本間祐一郎
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２４６号
静岡県三島市東町６番７号
債務者　渡辺　　真（旧姓稲垣）
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２５号
福岡県大川市大字向島872番地
債務者　北村由美子
1　決定年月日時　平成25年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第２０４号
沖縄県浦添市当山１丁目３番６―301号　丸高アパート
債務者　大城　涼奈（旧姓酒本）
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３５号
北海道岩見沢市栗沢町最上334番地
債務者　川股　千春
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第３８号
北海道美唄市東２条南５丁目２番16―105号
債務者　神田由紀子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第１７１号
岩手県紫波郡紫波町桜町字高木79番地２
債務者　五十嵐ゆかり
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２６号
山形県鶴岡市泉町１番16号
債務者　髙橋　照雄
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第２７号
山形県鶴岡市泉町１番16号
債務者　髙橋直夫子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第６７号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野791番地２　中村住宅10号棟
債務者　髙橋　敏男
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１５４号
神奈川県厚木市岡田４丁目18番16号
債務者　古田　　悟
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部